

令和2年4月9日

保護者の皆様へ

秋田市立秋田商業高等学校
校長 山脇 聡

緊急事態宣言の対象都府県等から児童生徒又は教職員
家族等が帰省してきた場合の対応について(お知らせ)

4月7日に安倍首相が緊急事態宣言を発令したことにより、今後、緊急事態宣言の対象都府県等から、生徒又は教職員の家族、親族等が一時的に避難するために帰省してくることも考えられます。

現時点において秋田市では、通常どおり学校の活動を継続することとしておりますが、次の点に留意し、感染防止対策に万全を期すよう秋田市教育委員会より通知がありましたのでお知らせいたします。

- 1 帰省した者は、帰省した日の翌日から2週間は帰省先宅において自宅待機とし、健康状態を毎日、確認する（発熱、倦怠感の有無、味覚・嗅覚の喪失等）。
 - (1) 症状がない場合は、生徒の登校又は教職員の出勤を継続する。
 - (2) 感染が疑われる症状が出た場合は、該当者に直ちに帰国者・接触者相談センターに相談させ、対応を仰ぐとともに、同居の生徒又は教職員に対しては、該当者の状況が確認できるまでの間、登校又は出勤の自粛を要請する。
- 2 帰省した者がPCR検査を受けた結果、陰性と判断された場合は、次のとおり対応する。
 - (1) 帰省した者については、引き続き2週間が経過するまでの間、自宅待機させる。
 - (2) 同居の生徒又は教職員は、登校又は出勤を再開する。
- 3 帰省した者がPCR検査を受けた結果、陽性と判断された場合は、同居の生徒および教職員が濃厚接触者となることから、生徒は直ちに出席停止、教職員は職免による自宅待機とする。